

大分県報

平成二十八年
第二八〇一号
八月二日

（火曜日）

目次

告 示

- 一 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………
- 一 青少年に有害な興行の指定……………
- 二 大規模小売店舗に係る公示……………
- 二 障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更……………
- 三 解除予定保安林……………
- 三 日田市計画道路の変更案の縦覧……………
- 三 公安委員会告示
- 三 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則による犯罪被害者等早期援助団体の代表者の氏名変更……………
- 四 土地改良区の役員の就退任……………
- 五 基本測量の実施……………
- 五 開発行為の完了……………

○告 示

大分県告示第四百三十五号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成二十八年八月二日
大分県知事 広 瀬 勝 貞
一 変更申請のあった年月日

平成二十八年七月十五日
二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 マリアグレイス
三 代表者の氏名
若 林 和 恵
四 主たる事務所の所在地
大分市
五 定款に記載された目的
この法人は、妊娠するために医療を受けて努力する夫婦を支援する。またその医療で生まれてきた子どもが差別されない社会づくり、また治療を必要としない夫婦や、やがて結婚適齢期を迎える若者たちへ情報を発信し、子どもを設けることを将来のビジョンに意識する社会づくりを目的とする。
六 定款変更の内容
特定非営利活動に係る事業の種類の変更
会員に関する事項の変更

大分県告示第四百三十六号
次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。
平成二十八年八月二日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題 名	制作社名 又は配給社名	指 定 理 由
平二八・七・二〇	映 画	野外乱交 殺したいほど愛してる	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	ワイセツ家族 Party やりまくり母と娘	新東宝映画	
〃	〃	妹の匂い よろめきの爆乳	オーピー映画	

〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
喪服不倫妻　こすれあう局部	痴漢電車　悶絶！裏夢いじり	奴隸愛人　めざめた人妻	女子大生レズ　暴姦の罠
新東宝映画	オーピー映画	新東宝映画	オーピー映画

大分県告示第四百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年八月二日

大分県知事　　広　　瀬　　勝　　貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス西本町店

宇佐市大字四日市字野ノ中三百八十番一 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（一）大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品

代表取締役　宇　野　正　晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

（二）大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品

代表取締役　宇　野　正　晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年三月十五日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千五百二十七平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（一）駐車場の位置及び収容台数

建物南側及び西側　五十九台

（二）駐輪場の位置及び収容台数

建物西側　二十台

（三）荷さばき施設の位置及び面積

建物南側　五十平方メートル

（四）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内東側　十三・五立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（一）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻　午前十時

閉店時刻　午後十時

（二）来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

（三）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三箇所　建物敷地南側及び西側

（四）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

二 届出年月日

平成二十八年七月十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

2 縦覧期間

平成二十八年八月二日から同年十二月二日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年十二月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以

下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県北部振興局に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百三十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百三十三号)第二十七条第三項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更があった旨届出があった。

平成二十八年八月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

氏名	届出者住所	事務所の所在地		変更年月日
		変更後	変更前	
社会福祉法人 大分県社会福祉事業団	大分市大津町 二丁目一番四 一号	(障害者就業・生活 支援センター サポ ートネットすまいる) 宇佐市大字四日市 二四八二番地一	(障害者就業・生活 支援センター サポ ートネットすまいる) 宇佐市大字四日市 一五七四番地一	平二八・七・一

大分県告示第四百三十九号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年八月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 解除予定保安林の所在場所
宇佐市内町田所字野長尾四八四番一・字浦山四八六番一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 解除の理由
公共施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局

並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり日田市計画道路の変更の案を縦覧に供する。

なお、日田市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年八月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 都市計画の種類
日田市計画道路
- 都市計画の変更に係る事項
日田市計画道路中三・五・十九号銭測大宮線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・五・十九号 銭測大宮線	日田市大字高瀬 字銭測	日田市大字高瀬 字手崎	一部区域の変更

(区域は、別図のとおり)

- 都市計画変更の案の縦覧期間
平成二十八年八月二日から
平成二十八年八月十六日まで
- 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
日田市田島町二丁目六番一号 日田市土木建築部都市整備課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第76号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第3条第1項の規定により、次のとおり犯罪被害者等早期援助団体から事務所の代表者の氏名の変更

平成二十八年八月二日

大分県報(告示・公安委告示)

の届出があった。

平成28年8月2日

大分県公安委員会委員長 高橋 治 人

1 公益社団法人大分被害者支援センターの代表者の氏名

変更前 理事長 金子 進之助

変更後 理事長 三井 嘉雄

2 変更年月日

平成28年6月9日

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、木立土地改良区（佐伯市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十八年八月二日

大分県知事 広瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住所
理事	阿部 昭二	佐伯市大字木立三六一七番地
〃	井戸 善藏	〃 大字木立三九五七番地
〃	岩本 忠政	〃 大字木立一八三四番地一
〃	大山 勝美	〃 大字木立一〇四二番地二
〃	黒岩 浩二	〃 大字木立一六四三番地
〃	永田 不二男	〃 大字木立三三二二〇番地三
〃	成迫 金光	〃 大字木立一七九番地
〃	成迫 重太	〃 大字木立二二一〇番地
〃	成迫 仙三	〃 大字木立一三四〇番地
〃	肥後 俊明	〃 大字長谷九八六三番地一三

（就任役員）

役名	氏名	住所
〃	泥谷 孝雄	〃 大字木立四一九六番地
〃	藤矢 勇一	〃 大字木立五八一五番地
〃	卷矢 英雄	〃 大字木立三九四五番地
〃	山田 慶治	〃 大字木立三八一九番地二
監事	中川 光信	〃 大字木立三五一九番地
〃	成迫 米雄	〃 大字木立二七四一番地
〃	山内 吉藏	〃 大字木立六五四〇番地九
理事	阿部 昭二	佐伯市大字木立三六一七番地
〃	井戸 善藏	〃 大字木立三九五七番地
〃	岩本 忠政	〃 大字木立一八三四番地一
〃	大山 勝美	〃 大字木立一〇四二番地二
〃	成迫 丞 欽	〃 大字木立一三三九番地
〃	永田 不二男	〃 大字木立三三二二〇番地三
〃	成迫 金光	〃 大字木立一七九番地
〃	成迫 重太	〃 大字木立二二一〇番地
〃	黒岩 留夫	〃 大字木立一六七八番地一
〃	山崎 和成	〃 大字木立六六七二番地
〃	泥谷 孝雄	〃 大字木立四一九六番地
〃	山田 健一	〃 大字木立五八五九番地
〃	卷矢 英雄	〃 大字木立三九四五番地
〃	山田 慶治	〃 大字木立三八一九番地二

監事	成迫米雄	〃	大字木立二七四一番地
〃	肥後俊明	〃	大字長谷九八六三番地一三
〃	川野進	〃	大字木立四一八二番地

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について通知があった。

平成二十八年八月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

基本測量（地理識別子整備業務）

二 作業の地域

大分市

三 作業の期間

平成二十八年八月三十日から平成二十九年三月二十四日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年八月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大字友田字森ノ木七百三十一番一ほか二十四筆並びに七百三十四番一地先里道、七百五十一番ほか二筆の各地先里道、七百五十番ほか八筆の各地先里道及び水路並びに七百五十一番及び七百五十三番の各地先水路

二 開発区域の面積

一四、二二一・一一平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

東京都荒川区西日暮里二丁目二十七番五号
株式会社 ダイナム

代表取締役 森 治彦

四 完了検査年月日

平成二十八年七月十九日

平成二十八年八月二日

大分県報（公告）